

自己資本の構成に関する開示事項(平成29年12月期自己資本比率)

1. 連結自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号)

(単位:百万円、%)

国際株式の 該当番号 (注)	項目	当四半期末 (29年12月期)	経過措置に よる不算入 額	前四半期末 (29年9月期)	経過措置に よる不算入 額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	528,112		517,471	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	86,727		86,727	
2	うち、利益剰余金の額	444,402		436,802	
1c	うち、自己株式の額(△)	3,018		3,017	
26	うち、社外流出予定額(△)	-		3,041	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	293		274	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	193,508	48,377	174,147	43,536
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	4,132		3,993	
	うち、非支配株主持分に係る経過措置によるものの額	4,132		3,993	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	726,047		695,887	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3,044	761	2,973	743
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	3,044	761	2,973	743
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 348	△ 87	△ 391	△ 97
12	適格引当金不足額	1,649	412	1,469	367
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	13,455	3,363	13,366	3,341
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	3	0	2	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	9,204	2,301	9,083	2,270
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-	-	-	-
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	27,008		26,504	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	699,038		669,382	
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	6,252		6,164	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	-		-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	6,252		6,164	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-		-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	206		183	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	206		183	
42	Tier2資本不足額	-		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	206		183	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	6,046		5,981	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	705,085		675,363	

Tier2資本に係る基礎項目					
	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
46	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		-	
	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	1,471		1,450	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		-	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	120		112	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	120		112	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		-	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	31,127		27,989	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	31,127		27,989	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	32,719		29,552	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-		-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-		-	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	10,033	2,508	10,066	2,516
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-		-	
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	206		183	
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	-		-	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	206		183	
57	Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	10,239		10,250	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	22,479		19,301	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	727,564		694,665	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	8,839		9,073	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によるものの額	761		743	
	うち、退職給付に係る資産の額に係る経過措置によるものの額	3,363		3,341	
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの額	2		2	
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	4,711		4,986	
60	リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	3,407,769		3,264,818	
連結自己資本比率					
61	連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	20.51		20.50	
62	連結Tier1比率((ト)/(ヲ))	20.69		20.68	
63	連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	21.35		21.27	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	74,803		71,365	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	7,255		8,225	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	120		112	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	303		282	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

(注)パーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「パーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

2. 単体自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第一号)

(単位:百万円、%)

国際株式の 該当番号 (注)	項目	当四半期末 (29年12月期)	経過措置に よる不算入 額	前四半期末 (29年9月期)	経過措置に よる不算入 額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	503,438		493,880	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	84,813		84,813	
2	うち、利益剰余金の額	421,643		415,126	
1c	うち、自己株式の額(△)	3,018		3,017	
26	うち、社外流出予定額(△)	-		3,041	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	293		274	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	190,062	47,515	170,939	42,734
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	693,794		665,094	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,892	723	2,798	699
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	2,892	723	2,798	699
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 348	△ 87	△ 391	△ 97
12	適格引当金不足額	3,539	884	3,482	870
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	9,543	2,385	9,609	2,402
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	3	0	2	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	10,596	2,649	9,931	2,482
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	442		435	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	26,669		25,867	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	667,124		639,227	
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	-		-	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-		-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	442		435	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	442		435	
42	Tier2資本不足額	-		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	442		435	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	-		-	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	667,124		639,227	
Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	

50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	-	-	-	-
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	-	-	-	-
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	30,649		27,569	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によるものの額	30,649		27,569	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	30,649		27,569	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	11,364	2,841	11,059	2,764
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	442		435	
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	-		-	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	442		435	
57	Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	11,806		11,495	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	18,842		16,074	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	685,966		655,301	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	8,582		8,541	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)の額に係る経過措置によるものの額	723		699	
	うち、前払年金費用の額に係る経過措置によるものの額	2,385		2,402	
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額に係る経過措置によるものの額	2		2	
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	5,470		5,437	
60	リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	3,359,510		3,218,449	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	19.85		19.86	
62	Tier1比率((ト)/(ヲ))	19.85		19.86	
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	20.41		20.36	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	72,176		68,845	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	7,170		8,119	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	-		-	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

(注)パーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「パーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。